

「板橋区いじめ防止対策基本方針」の改訂について

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」第十二条の規定において「地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」とされている。これを受けて板橋区は、平成26年11月に「板橋区いじめ防止対策基本方針」（以下、基本方針）を策定した。

その後、「いじめ防止対策推進法」附則第二条第1項の規定「法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、必要があると認められるときは、必要な措置が講ぜられるものとする。」旨の規定を受けて、文部科学省は平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定し、加えて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したところである。

本区においては、平成28年に発生したいじめ重大事態の調査及び再調査が継続して行われていたため、調査主体である「板橋区いじめの重大事態再調査委員会」より、令和4年2月にいじめ重大事態再発防止に関する提言がなされることを受け、これを踏まえた基本方針の改訂を行うこととし、この度の基本方針の改訂となった。

なお、平成26年策定の基本方針において定められた「基本理念」と「基本方針の3本柱」は変更せず継承するとともに、板橋区における各部署による「いじめの未然防止等の対策」については、社会情勢の変化により各施策が改変されることを踏まえ、この度の基本方針からは削除した。一方、新たに「重大事態」における組織的対応の流れに関するフロー図を加えている。

以上、学校ごとの基本方針を策定する際の指針となるよう改訂・整理した。